

平成30年度 放課後児童クラブ入会申込みのご案内

神崎市では、就労等の理由で昼間家に保護者等のいない児童をあずかり、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設しています。
放課後児童クラブの入会を希望される方は、申込期限までに手続きをしてください。

開設期間 ※入学式の当日は、新1年生の預りはありません。

春季休業期間	2年生～6年生は、4月1日～4月5日、1年生は、4月1日～入学式の前日
1学期	2年生～6年生は、4月6日～7月20日、1年生は、入学式の翌日～7月20日
夏季休業期間	7月21日～8月24日
2学期	8月25日～12月24日
冬季休業期間	12月25日～1月7日
3学期	1年生～5年生は、1月8日～3月24日、6年生は、1月8日～卒業式の前日
学年末休業期間	3月25日～3月31日 ※6年生の預りは、ありません。

開設時間 *平日・・・放課後～18:00(延長は、18:30まで)
*土曜日、長期休業期間等・・・7:00～18:00(延長は、18:30まで)
※延長の時間帯は、利用実態に応じて開所します。

児童クラブの閉所日

日曜日、国民の祝日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
その他必要と認められたとき(台風、学校閉鎖等)

児童クラブの実施場所 <★は、土曜日の実施予定場所>

クラブ名	連絡先	実施場所
★新樹クラブ	090-5942-1415	神埼小学校敷地内
せんだんクラブ	080-2696-4548	
若菜クラブ	080-1783-2267	西郷小学校敷地内
山王クラブ	080-1782-7558	仁比山小学校敷地内
じろうクラブ	090-7926-9777	千代田東部小学校内
★じょうばるクラブ	090-7926-9776	千代田中部小学校敷地内
ひしのみクラブ	090-7926-9775	千代田西部小学校敷地内
★脊振児童クラブ	0952-59-2048	2000年館内

※土曜日は、各町単位で実施予定です。利用希望者の人数によっては、合同で実施します。
※土曜日入会は、土曜日に入会児童と同居している父母と70歳未満の祖父母のいずれもが入会基準に該当している場合に限られます。利用方法については、各クラブにお尋ねください。

○注意事項

- ・給食のない日は、弁当、水筒を持参、土曜日利用者は、おやつ持参となっています。
- ・長期休業のみの土曜日利用は不可。また、土曜日のみの入会受付も不可。
- ・保護者の責任で姉兄のお迎え、児童クラブから直接習い事に行かせることも可能としていますが、誓約書の提出が必要です。詳しくは、各クラブにお問い合わせください。

申込書提出先及び問い合わせ先

- ・神崎市教育委員会 社会教育課(千代田庁舎内) 電話44-2731(平日8:30～18:00)
- ・神崎市中心公民館 電話53-2325(平日、土曜日8:30～22:00, 日曜日8:30～17:00)
※夜間(17:15～22:00)、土日については、書類等の預りのみ対応します。
- ・脊振公民館 電話59-2131(平日8:30～17:15)

入会申込書受付期間

○4月から入会希望の方…平成29年11月1日(水)～平成29年12月20日(水)

○5月以降に入会希望の方…入会希望日の20日前までに申し込みをしてください。

長期休業の利用は、30日前までに申し込みをしてください。

※負担金及びおやつ代等を滞納されている世帯の入会承諾は行いません。

利用区分の変更及び退会(一時退会)について

変更(退会)希望日の10日前までに書類を提出してください。

*学期の月単位、長期休業単位での申し込みとなりますので、日割り計算はありません。

保護者負担金等について

保護者負担金の納付は、原則「口座振替」で「学期払」をお願いしています。

納期限は、末日(12月は25日)が土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

詳しくは、平成30年4月以降に送付する納入通知書等で金額と納期限をご確認ください。

※納付書の納期限が切れている場合は、金融機関のみの取扱いとなります。

区 分	利用者負担金(児童1人あたり)及び納期限		おやつ代等
平日(課業日)	月額2,000円	学期払 (4月、9月、1月末)	月額1,000円
土曜日	月額1,000円		各自持参
春休み	1,000円	4月末	500円
夏休み	4,000円	8月末	2,000円
冬休み	1,000円	12月末	500円
学年末	1,000円	3月末	500円

※18時を超えて児童クラブを利用した場合は、利用時間に関わらず負担金が発生します。18時から18時30分までの延長利用者負担金は、「利用児童1人につき一日あたり50円」です。時間延長負担金は、利用実績に応じて翌月に納付書で納めていただきます。18時以降は、利用実績による開所となります。利用希望者がいなければ開所しません。

※おやつ代等は、クラブに直接お支払ください。アレルギー等で児童クラブが準備するおやつを不要とされる場合は、クラブ運営費として、月額100円をクラブに納めてください。

※脊振児童クラブのおやつ及び土曜日の児童クラブ利用者は、各自持参となっています。

負担金の減免申請について

児童クラブの負担金を納めるのが困難なときは、減免申請ができます。減免の条件に該当しないと許可できませんが、申請が必要です。平成30年7月以降に申請を受け付けますので、希望される場合は、手続きをしてください。ただし、おやつ代、延長分の負担金等の減免はありません。

入会申し込みに必要な書類等

2人以上の児童を同時に申し込む場合は、①、②、⑦は入会児童ごとに、③～⑥は、世帯で各一部提出してください。

※④⑤については、入会児童と同居している父母および70歳未満の祖父母の分が必要です。

①放課後児童クラブ入会申込書

②児童健康等生活調査

③誓約及び承諾書

④就労証明書または自営申立書(入会児童と同居している父母および70歳未満の祖父母)

※就労については、原則、1日4時間以上、月15日以上勤務実態が必要です。

⑤申立書(④の書類が提出できない方)

⑥口座振替依頼書(これまでに児童クラブの口座振替の手続きをされたことがない方)

⑦傷害保険料 800円

保護者さまへ(お願い)

児童クラブは集団生活です。一人一人がルールを守っていただいでこそスムーズな運営ができます。下記の件について十分にお読みいただき、申し込みをされますようお願いいたします。

(1)放課後児童クラブ利用者負担金の支払いは、納期限をお守りください。

滞納が続く場合(2ヶ月以上)は、児童クラブの利用制限や職場への電話、自宅訪問等を行いますので、あらかじめご了承ください。

(2)児童クラブ終了時間の18時(延長利用は、18時30分)までに必ず迎えをお願いします。やむを得ず時間内のお迎えが間に合わない場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。

事前に連絡いただいている方以外のお迎えの時は、事前に児童クラブまで連絡をしてください。保護者等への確認が取れない場合は、お渡しできません。誓約書の提出により兄や姉のお迎え、習い事へ直接行かせることも認めています。詳しくは、クラブにお尋ねください。

18時30分以降のお迎えがあった場合、クラブ運営に支障が出ます。18時30分以降は対応できませんので、お迎えが困難な方は、「参考」の欄のサービスのご利用ください。

(3)児童クラブから連絡があった場合は、速やかなお迎えをお願いします。また、他のお子様 に病気が移る可能性がありますので、具合が悪い場合は、無理に預けないでください。

お子様の病気やけが、災害時等には、届出をされている緊急連絡先に電話をかけますが、連絡が取れない場合は、勤務先にも電話をさせていただきますのでご了承ください。

また、児童クラブでは、お子様の具合が悪いときや病気の回復期にあるお子様を預かることができません。事前登録が必要ですが、小学3年生までは「病児・病後児保育」を利用できますので、「参考」の欄をご覧ください、専門の施設をご利用ください。

(4)連絡先(携帯電話等)及び勤務先が変わった場合は、児童クラブへ連絡をお願いします。 勤務先が変わった、契約が更新された場合は、新しい就労証明書を提出してください。

(5)児童クラブを欠席される場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。

児童クラブ携帯番号へのショートメール送信でも構いませんので、事情により欠席される場合は、必ず児童クラブへ連絡(学校の欠席とは別に)をお願いします。

(6)保護者の勤務が休みで家庭保育が可能な日は、家庭で保育をお願いします。

児童クラブの利用は、「昼間就労等のため保護者等が家にいない、面倒をみることができないう」という条件でお預かりしています。仕事が休みのとき、児童の面倒を見てくれる人がいるときは、児童クラブの利用を控えていただきますようお願いいたします。

(7)利用区分を変更する場合、または、退会をする場合は、必ず届け出を行ってください。

利用区分の変更や退会をされる場合は、速やかに(希望日の10日前までに)ご利用の児童クラブ、もしくは、教育委員会の窓口(中央公民館、社会教育課、脊振公民館)で手続きをしてください。届け出がない場合、利用がなくても負担金をいただくことになります。

(8)その他

- ・児童に持病、障がい等がある場合、疾病等で不安がある場合は、配慮をして支援を行いますので、必ずお知らせください。
- ・児童クラブの月の利用が極端に少ない(5回未満)方は、ご家庭での保育にご協力ください。また、必要がなくなった場合は、速やかに退会の手続きをお願いします。
- ・学校へ持って行ってはいけない物や無くなっては困るものは持たせないでください。

- ・宿題の声かけはしますが、指導員は保育を目的としているので、学校や学習塾のように学習指導は行いません。
- ・持ち物には必ず名前を書いてください。
- ・制服などが汚れると思われる場合は、着替えを持たせてください。
- ・申請に虚偽があった場合、放課後児童クラブの運営に支障を及ぼすような事態を引き起こした場合は、異議なく退会していただきます。

* 伝染病について

集団生活の場である児童クラブにおいて伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定されている伝染病【インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核など】にかかった場合、または、その疑いのある児童の利用を制限させていただきます。

臨時一斉下校のあった学級・学年は、感染拡大を防ぐため、可能な限り早めのお迎えをお願いします。なお、閉鎖期間中はお預かりできません。

※伝染病などで学級・学年が閉鎖になったクラスの児童は受け入れできません。また、感染症等で学校が臨時休校になった場合は、放課後児童クラブも休会となります。

* 災害発生時(地震、風水害等)の対応について

風雲水害等や感染症等で学校が臨時休校になった場合、児童クラブは休会となります。

一斉下校(短縮授業)等になった場合、児童クラブは放課後速やかに開設となりますが、児童の安全が確保できない場合は、臨時休会または終了時間繰上げとなる場合もありますのでご了承ください。

災害時は電話の不通等が予測されますので、状況により自主的な迎えをお願いします。

仕事や交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れて迎えに来る場合でもお引き渡しするまでは保護しますので、速やかに迎えに来てください。

災害時は原則として学校の指示に従いますが、状況により一時避難場所に避難して保護者の迎えを待ちます。この場合、児童クラブの入口、玄関等に避難場所を掲示します。

~~~~~ **参 考** ~~~~~

事前に利用登録が必要です。利用条件や料金などについては、直接お問い合わせください。

#### \* 18時30分までに児童クラブへのお迎えが間に合わない方へ

- ・ファミリーサポートセンター(千代田町保健センター) 電話44-4908(平日9:00~16:00)
- ・NPO かんざきキッズクラブの会(神埼町内にお住まいの方) 電話090-1367-0057  
(平日15:00~20:00)
- ・子育てタクシー(お迎えサポート) 電話51-1333(吉野ヶ里観光タクシー)

#### \* 小学3年生までのお子様をお持ちの方へ ~「病児・病後児保育」のご案内~

放課後児童クラブでは、病気の回復期にある児童を預かることができませんので、病児・病後児の保育ができる施設(佐賀市)をご利用ください。

- ・神崎市役所 福祉課 電話37-0110(平日9:00~17:00)

#### \* 「放課後等デイサービス」のご案内

障害のある児童(療育手帳をお持ちの方)が学校の授業終了後や長期休業中に通うことのできる施設です。

- ・放課後等デイサービス こどもプラス神埼教室 電話97-6514  
(平日10:00~19:00、土・祝8:30~17:30)
- ・放課後等デイサービス ぼちぼち 電話97-6657(月~土 9:00~18:00)